

太田市公告

太田市新田福祉総合センターに係る指定管理者については、太田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年太田市条例第265号。以下「条例」という。）第5条の規定により、公募によらず指定管理者の候補者を選定することとしたので、太田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成17年太田市規則第289号）第4条の規定により、次のとおり公募によらない理由を公告する。

令和7年11月 7日

太田市長 穂 積 昌 信

太田市新田福祉総合センターは、市民が健康で、ふれあいといきがいを持てる福祉を増進し、総合的な福祉サービスの向上を図るための施設である。社会福祉法人太田市社会福祉協議会は、ふれあう福祉のまちづくりを目指して地域福祉、在宅福祉、児童、高齢者、障害者福祉などさまざまな福祉活動を展開しており、設置目的に沿った効果的・効率的な事業運営を行うとともに、高度な守秘義務や利用者へのきめ細かい配慮がされており、地域とのコミュニケーションなど運営においても安定した実績を上げている団体である。よって、条例第5条第3号に該当するものとして、社会福祉法人太田市社会福祉協議会のみに申請させ、公募によらず選定の手續を進めることが適当であるため。

太田市公告

太田市尾島健康福祉増進センターに係る指定管理者については、太田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年太田市条例第265号。以下「条例」という。）第5条の規定により、公募によらず指定管理者の候補者を選定することとしたので、太田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成17年太田市規則第289号）第4条の規定により、次のとおり公募によらない理由を公告する。

令和7年11月 7日

太田市長 穂 積 昌 信

太田市尾島健康福祉増進センターは、市民の健康の保持増進及び介護予防に対する自主的な取組を促進し、介護を必要としない生涯健康な状態で自立した生活ができることを支援するための施設である。社会福祉法人太田市社会福祉協議会は、ふれあう福祉のまちづくりを目指して地域福祉、在宅福祉、児童、高齢者、障害者福祉などさまざまな福祉活動を展開しており、設置目的に沿った効果的・効率的な事業運営を行うとともに、高度な守秘義務や利用者へのきめ細かい配慮がされており、地域とのコミュニケーションなど運営においても安定した実績を上げている団体である。よって、条例第5条第3号に該当するものとして、社会福祉法人太田市社会福祉協議会のみ申請させ、公募によらず選定の手續を進めることが適当であるため。